

薩摩川内市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、薩摩川内市において、この制度により登録をした方の住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本、戸籍一部事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

本人等とは・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に対し登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に薩摩川内市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という）を送付します。
登録日以降の交付請求が通知の対象となり、通知までには一定期間を要します。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・ 交付年月日
 - ・ 請求者（第三者）の種別
 - ・ 交付した証明書の種別
 - ・ 通数※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。
- 4 代理人や代理人以外の第三者から請求があった時に、薩摩川内市の住民基本台帳に記録されている住所での住民票の写しが通知の対象となります。（請求があった時にすでに転出等により住民票が消除されている時は通知しません。）戸籍謄抄本等も同様です。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合には行うことができます。
 - (1) 登録希望者又は登録者が疾病等により直接、申請することができない場合
 - (2) 他の市町村に居住している場合
- 6 郵便等により登録の申請をするときは、この申請書に必要な事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類（運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、旅券等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）を同封してください。
- 7 登録期間は、本人通知制度登録者名簿に登録した日から2年経過後の7月末日とします。引き続き登録を希望する方は、当該登録期間が満了する日の2か月前から前日までの間に登録の更新をして下さい。
- 8 登録者が転出や死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、薩摩川内市外へ転籍となったとき等は登録が抹消されます。登録期間が満了しても更新手続きがされないときや、通知書の送付先が特定できなくなったときも同様です。
- 9 転出、転居等により住所に変更が生じたとき、また、婚姻、縁組等により氏名や本籍に変更が生じたとき等登録した内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
法定代理人の資格に変更があった時も同様です。
- 10 登録・通知に必要な場合、住民票等の内容を調査することがあります。本制度の目的以外に利用しませんのでご了承ください。